

育児・介護休業法に基づく情報公表

■ 男性職員等

育児休業等の取得率（令和7年度）	69%
育児休業等及び育児目的休暇の取得率（令和7年度）	92%

■ 女性職員等

育児休業等の取得率（令和7年度）	75% ※
------------------	-------

算定期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日

※ 女性職員等のうち育児休業等の未取得者25%については、令和7年度末時点(令和8年3月31日)において対象となる職員等が産後休業中であつたことによるものである。なお、当該対象者については、令和8年度において産後休業終了後、引き続き育児休業を取得している。